

滝川税務署管内

温泉めぐりプレゼント 応募方法



クイズの答えと必要事項を記入し、次により応募ください。

記載事項が不備の場合及び同一人が2枚以上応募の場合は無効となります。

■応募の方法

- ① 応募用紙及び応募箱は協賛温泉施設、滝川税務署管内の商工会議所・商工会、JR滝川駅、ホテル三浦華園、空知自動車学園に設置しています。
- ② 郵送の場合、63円切手を貼ってお送り下さい。
- ③ ご応募はおひとり様1枚限りとさせていただきます。

■応募締切り

令和5年11月30日(木)まで(当日消印有効)

■当選者発表

12月中旬、厳正な抽選を行い、正解者の中から当選者を決定。発表は景品の発送をもってかえさせていただきます。

■個人情報の取扱いについて

応募者の皆さまの個人情報は当せん賞品の発送以外の目的で使用することはありません。

★★★共催団体★★★

《青色申告制度普及と納税意識の高揚を目指す団体 青申会》

青色申告の特典で節税を！ 中空知青色申告会連合会

《消費税・正しく育てる間税会》

消費税の期限内完納推進！ 滝川間税会

《適正な申告と期限内完納の推進を目指す団体 納貯》

振替納税は忙しいあなたの代役！
中空知地区納税貯蓄組合連合会

《納税義務の適正な実現を図ることを使命とする

職業会計人集団 税理士会》

ニセ税理士に注意を！ 北海道税理士会 滝川支部

税を考える

ウルトラクイズ 2023

滝川税務署管内「温泉めぐり入浴券」プレゼント!!

税を考える週間
11月11日～11月17日



協賛温泉施設

共通の入浴券ですので、下記の温泉施設
(6か所)のどこでも入浴できます。

- ★滝川 ふれ愛の里
- ★歌志内 チロルの湯
- ★芦別 スターライトホテル
- ★上砂川 パンケの湯
- ★赤平 エルム高原温泉
- ★新十津川 グリーンパークしんとつかわ



公益社団法人 滝川地方法人會

郵便はがき

郵送の場合
63円切手
を貼って
ください

073-0022

公益社団法人

滝川地方法人會 行

滝川市大町一丁目八番一号
滝川産経会館内

税を考える

ウルトラクイズ 2023 温泉めぐり

(滝川税務署管内)

「ちょっと昔の税金

よもやま話2023」

明治時代の国税に車税（くるまぜい）がありました。当時、東京では約4万台の人力車が走り、道路橋梁の破損が相次いだため、その修繕費に充てることを目的に車税は制定されました。

車税は明治6年1月に国税となり、馬車・人力車・牛車・大八車は当初より課税対象でしたが、明治13年10月の改正で自転車も課税対象となっていました。

以後もさまざまな検討が加えられ、課税対象や目的の変遷がありました。明治29年の税制改正で国税としての車税は廃止されました。

なお、自動車は国税としての車税廃止後の明治33年に初めてアメリカから輸入されたため、国税として課税されることはありませんでした。

明治37年から昭和25年まで、織物に課税する消費税がありました。

当初は日露戦争の戦費調達のため、明治37年の第1次非常特別税で毛織物の消費税が新設され、翌明治38年の第2次非常特別税において、毛織物以外も課税されるようになり、すべての織物に消費税が課されることとなりました。そして、明治

43年に織物消費税法が制定され、織物の消費税は日露戦争終結後も恒常的な税として存続となりました。

その後、大正15年の税制改正では生活必需品の負担を軽減する社会政策の一環として綿織物が非課税とされました。綿織物は、戦国時代に綿作が日本に伝来して以来、庶民の衣類として愛用された生地でした。

昭和50年代まで市町村税の一つに犬税がありました。

もともとこの犬税は、明治時代から府県税として存在しており、府県ごとに課税方法が異なっていました。多くの府県では犬1頭につき一律いくら、といった形で課税をしていましたが、飼育地域（郡部か都市部か）飼育目的（猟犬とそれ以外、闘犬、愛玩犬など）によって課税の可否と税率を決めている府県もあり、さらには、特定の犬種を指定して税率を決める府県もありました。この犬種を決めていたのは、京都府と群馬県なのですが、日本原産の小型の愛玩犬で近世から上流階級等で盛んに飼育されていた**狎（ちん）**を指定し「**猟犬、狎**」と「**その他**」とで税率に差をつけていました。犬税の中で犬種を指定されたのは狎だけでした。

温泉入浴券 200名様に!

管内温泉の共通入浴券です

クイズに答えて管内市町が誇る素敵な温泉の入浴券を当ててください。ヒントは右の記事の中にあります。

切り取り線

税を考える

ウルトラクイズ 2023

滝川税務署管内

温泉めぐりプレゼント

(答を○で囲んでください。)

問1 明治時代の国税に車税（くるまぜい）がありました。「当時、課税対象でない車両」は次のうちどれでしょうか?

1. 自動車 2. 大八車 3. 自転車

問2 明治37年から昭和25年まで、織物に課税する消費税がありました。大正15年の税制改正で「非課税となった織物」は次のうちどれでしょうか?

1. 人造絹糸の織物 2. 綿織物 3. マニラ麻の織物

問3 昭和50年代まで市町村税の一つに犬税がありました。もともと明治時代から府県税として存在しており、府県ごと課税方法が異なっていました。特定の犬種を指定して税率を決めていた京都府と群馬県で「特定の犬種」とされたのは次のうちどれでしょうか?

1. 柴犬 2. シェパード 3. 狎（ちん）

● 住所(〒 -)

● 氏名

● 連絡先 ☎ - -

(ご応募はおひとり様1枚限りです。)



公益社団法人
滝川地方人会